

平成 29 年 9 月 27 日

会員各位

(公社) 日本医業経営コンサルタント協会
副会長 永山 正人
調査研究・提言委員会委員長 根本 清規

申し訳ございませんが定員に達しましたので、受付を終了しました。

認定医療法人制度研修会開催のご案内

認定医療法人制度に関する研修会の開催要領が決定しましたので、ご案内いたします。

この研修は、医療法・税制改正による平成 29 年 10 月 1 日からの新たな認定医療法人制度の詳細について解説し、実務対応について講義いただきます。

当協会は厚生労働省医政局医療経営支援課からの依頼により、平成 26 年 10 月から平成 29 年 9 月までの 3 年間に於いて、持分なし医療法人への移行に関する具体的な進め方の相談窓口の設置依頼を受け、対応可能な医業経営コンサルタントをリストアップして対応してまいりました。

平成 29 年 10 月以降の相談窓口の登録・更新につきましては後日改めてご案内いたしますが、本研修は相談窓口の登録・更新に伴う必須研修の一つに位置付けますのでご了承願います。

■ 研修日程 : 平成 29 年 10 月 13 日 (金)

■ 会 場 : ビジョンセンター東京 (別館) 702

東京都中央区八重洲 2-7-12 ヒューリック京橋ビル 7F

■ プログラム :

時 間	内 容
	【講座名】「改正後の認定医療法人制度の詳解と認定手続き ～政省令・様式を踏まえて～」 【講 師】厚生労働省医政局医療経営支援課 課長補佐 谷 英知氏
13:30～ 14:30	認定要件に「運営の適正性」要件が加えられた改正後の認定医療法人制度が平成 29 年 10 月 1 日に施行され、また税制改正により 10 月 1 日以後に認定を受けた医療法人はみなし贈与税が非課税となる。この改正後の認定医療法人制度について、9 月に公布される予定の政省令や新たな様式などを踏まえて厚生労働省医政局医療経営支援課担当者が解説する。
14:30～ 15:00	質疑応答
	【講座名】「改正後の認定医療法人の実務上のポイントと税務上の留意点」 【講 師】税理士法人青木会計 代表社員・税理士、行政書士 青木 恵一氏
15:15～ 16:45	改正後の認定医療法人制度について、具体的に認定手続を行う場合の実務上のポイントとみなし贈与税が非課税とされる税務手続きとその留意点について解説する。

●その他

◆対象者	当協会の会員 (個人正会員)
◆受講料	①1,000 円 (資料代として、継続研修履修認定なし)
◆履修認定	②9,000 円 (継続研修履修認定を希望する場合、履修認定 3 時間資料代を含む)
◆締切日	平成 29 年 10 月 2 日 (月) 定員数 80 名

お問い合わせ先 : (公社) 日本医業経営コンサルタント協会 事務局 事業第一課
〒102-0075 東京都千代田区三番町 9-15 ホスピタルプラザビル 5F
フリーコール : 0088-21-6996 TEL : 03-5275-6996 FAX : 03-5275-6991

「認定医療法人制度研修会」参加申込書

平成 29 年 10 月 2 日 (月) 締切

氏名	会員番号
連絡先 (住所・所属等) 〒	※当協会の登録通信先と異なる場合のみお書きください。

どちらかにをご記入ください。【必須】受講料 (履修認定なし) : 1,000 円 (当日現金可)受講料 (履修認定あり) : 9,000 円

【受講料のお振込みについて】

- ・原則として、下記のいずれかの口座にお振込みのうえ、下記情報と共にお申込ください。
- ・振込済み受講料は、事前に受講キャンセルの連絡がある場合に限り、返金いたします。
- ・請求書や領収書をご希望の場合は、お手数ですが、当協会事務局担当部署までお知らせください。
- ・お申込みを確認後、セミナーの約一週間前に受講確認書を登録通信先にお送りします。

振込予定のいずれかの口座を○で選んでください。【必須】

お振込みの際は、通信欄で受講者の会員番号・お名前・研修月日をお知らせください。

A 郵便振替口座	B ゆうちょ銀行	C 三菱東京UFJ銀行
00140-8-549669	〇一九(ゼロイチキョウ)店 当座預金口座 0549669	市ヶ谷(イチガヤ)支店 普通預金口座 0524761
【口座名】公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会		
振込日(予定) 【必須】	平成 年 月 日	
振込人名義 【必須】		
その他ご連絡事項		

【個人情報の取り扱いについて】

個人情報は、当協会個人情報保護方針に基づき、安全かつ厳密に管理します。

詳細は当協会ホームページのプライバシーポリシー (<http://www.jahmc.or.jp/cgi-bin/privacy/>) をご確認ください。